

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-407
処分の種類	無許可行為者などに対する監督処分			
根拠法令条例等・条項	長野県砂防指定管理条例第18条第1項			
処分の概要	砂防指定地内における無許可行為、許可の条件等に反して行った行為に対し、許可の取消、効力停止、条件変更、新たな条件の付与、工事その他の行為の停止、原状回復その他必要な措置を講ずることを命じるもの			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)			
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号)			